

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

あすなろ(短期入所) 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛和会(以下「事業者」という。)が設置する障害福祉サービス事業あすなろ(短期入所)(以下「事業所」という。)において実施する指定障害福祉サービスの短期入所(以下「指定短期入所」という。)の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定短期入所の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、食事、入浴、排泄等の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 指定短期入所の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定短期入所の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 指定短期入所の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)や旧 法施設サービス事業者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 全三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び「豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年条例第60号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定短期入所を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定短期入所を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 名称 あすなろ(短期入所)
- 所在地 大阪府豊中市寺内一丁目1番10号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事務所における職員の職種、人数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 管理者 1名 (常勤職員 生活支援員兼務)

管理者は、職員の管理、指定短期入所利用の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規程されている指定短期入所の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 医師 1名 (嘱託)

医師は、利用者等に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

- (3) 看護職員 1名 (常勤職員 1名)

看護職員は、利用者の日常生活上の健康管理を行う。また、必要に応じて、医師の指示のもと医療的ケアを行う。

- (4) 生活支援員 10名以上 (常勤職員10名以上、非常勤職員を含む)

生活支援員は、利用者にサービスの提供を行うと共にサービスの実施状況を記録しなければならない。

- (5) 管理栄養士 1名 (常勤職員・兼務 1名)

管理栄養士は、利用者に栄養指導を行い、適切な献立内容確認と献立を作成する。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休
(2) 営業時間 24時間
(3) サービス提供 年中無休
(4) サービス提供時間 24時間

(利用定員)

第6条 事業所の利用者等の定員は、18名とする。

(指定短期入所を提供する主たる対象者)

第7条 指定短期入所を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者 (18歳未満の者を除く)
(2) 知的障害者 (18歳未満の者を除く)
(3) 障害児 (18歳未満の身体障害者及び知的障害者)
(4) 精神障害者 (18歳未満の者を含む)
(5) 難病等対象者

(指定短期入所の内容)

第8条 事業所で行う指定短期入所の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴又は清拭
- (3) 身体等の介護
- (4) 生活相談
- (5) 健康管理
- (6) 医療的ケア
- (7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1)から(6)に附帯するその他必要な介護、支援、相談、助言。

2 各号に規程するものの他、送迎サービスを行うものとする。

(利用者または障害児の保護者から受領する費用の額等)

第9条 指定短期入所を提供した際には、利用者または障害児の保護者から該当指定短期入所に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、利用者または障害児の保護者から法第29条3項の規定により算出された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した指定短期入所の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者または障害児の保護者に対して交付するものとする。

3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者または障害児の保護者から徴収するものとする。

(1) 食事の提供に関する費用

- | | | | | |
|-----|----|----|------|--------------|
| (ア) | 朝食 | 1食 | 360円 | (うち食材料費260円) |
| (イ) | 昼食 | 1食 | 640円 | (うち食材料費460円) |
| (ウ) | 夕食 | 1食 | 590円 | (うち食材料費420円) |
| (エ) | 間食 | 1食 | 100円 | (うち食材料費70円) |

ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加え、食事提供に係わる人件費相当として、1日につき食事提供 加算に係わる利用者負担額の支払いを受けるものとする。

(2) 居宅に係わる光熱水費 1日につき 105円

(3) 日用品費(ティッシュペーパー、シャンプー、石鹸等) 1日につき 52円

(4) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者及び障害児の保護者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係わる領収書を、当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。

(通常事業の実施地域)

第10条 通常事業の実施地域は、豊中市とする。

(サービス利用に当たつての留意事項)

第11条 利用者等は、サービスの利用に当たっては、次に規程する内容に留意すること。

1 利用者は、職員の指示を守り、共同生活のルールを遵守すること。

(利用者負担額等に係わる管理)

第12条 事業者は利用者の依頼を受け、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス等」という。))を受けたときは、利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。))の額から法第29条第3項の規程により算定された介護給付又は訓練給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第17条第1項に規定する負担上限額、又は令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(緊急時及び事故発生時等における対処方法)

第13条 現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の家族への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 家族への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 指定短期入所の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 指定短期入所の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第15条 提供した指定短期入所に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定短期入所に関し、法第10条第1項の規程により市町村が、また、法第48条第1項の規程により大阪府知事又は市町村長が行う報告若しくは文章その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村又は大阪府知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長又は大阪府知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規程する運営適正化委員会が同法第85条の規程により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法律等を遵守し、適切に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所はその他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文章により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- 2 成年後見人制度の利用支援
- 3 苦情解決体制の整備
- 4 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 5 倫理綱領・行動規範等の掲示

6 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について職員へ周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第18条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者もしくは他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする

2 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その状態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について職員への周知徹底

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 職員に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(差別防止に関する事項)

第19条 事業者は、障害を理由として不当な差別的取り扱い等の防止のため、次の措置を講ずるものとする

1 差別防止に関する責任者の選定及び設置

2 従業員に対する差別の防止を啓発・普及するための研修の実施

3 倫理綱領・行動規範等の掲示

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所の提供継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、職員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第21条 職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、職員に対して感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 事業者は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年10回程度
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者等に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該指定短期入所を提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 事業所は、指定短期入所の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 「障害者・障害児短期入所施設あすなろ運営規程」(平成18年4月1日施行)は、平成18年9月30日をもって廃止する。

改正 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

改正 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

改正 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

改正 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

改正 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

改正 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

改正 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

改正 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

改正 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

改正 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

改正 この規程は、令和1年10月1日から施行する。

改正 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

かいせい きてい れいわ ねん がつ にち せこう
改正 この規程は、令和2年9月1日から施行する。

かいせい きてい れいわ ねん がつ にち せこう
改正 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

かいせい きてい れいわ ねん がつ にち せこう
改正 この規程は、令和6年4月1日から施行する。